

3 平均賃金

(1) 全常用労働者の平均賃金（集計表 第3表-①）

平成30年7月の全常用労働者（役付者を含む。）の平均賃金は、所定時間内賃金が348,306円、所定時間外賃金が35,749円となり、合計で384,055円（平均年齢41.8歳、平均勤続年数10.7年）であった。労働組合の有無別にみると、労働組合の「あり」と回答した企業は「なし」と回答した企業に比べ、所定時間内賃金で16,621円（4.6%）高くなっている。また、企業規模別では規模が大きくなるにつれて所定時間内賃金、所定時間外賃金のいずれも高くなっている。

また、平成29年の全常用労働者の年間給与支払額（所定時間外賃金、賞与等を含む。）の平均額は5,341,120円であった。

〈図表3-1〉全常用労働者の平均賃金

（単位：歳、年、円）

	平均年齢	平均勤続年数	平成30年7月1か月の平均賃金			平成29年 年間給与 支払額
			所定時間内 賃金	うち通勤手当	所定時間外 賃金	
労組あり	44.0	13.8	362,260	12,492	39,990	5,800,916
労組なし	41.4	10.1	345,639	12,178	34,916	5,248,516
10～49人	42.2	10.4	333,801	11,258	31,510	4,922,300
50～99人	41.1	10.4	351,895	12,634	31,552	5,373,004
100～299人	42.1	11.2	357,695	12,717	42,895	5,680,338

前回調査結果と比較すると、所定時間内賃金は3,651円（1.0%）減少し、所定時間外賃金は1,132円（3.3%）増加した。また、平成29年の年間給与支払額は平成28年より133,977円（2.4%）下回った。

〈図表3-2〉平均賃金の推移

（単位：円、%）

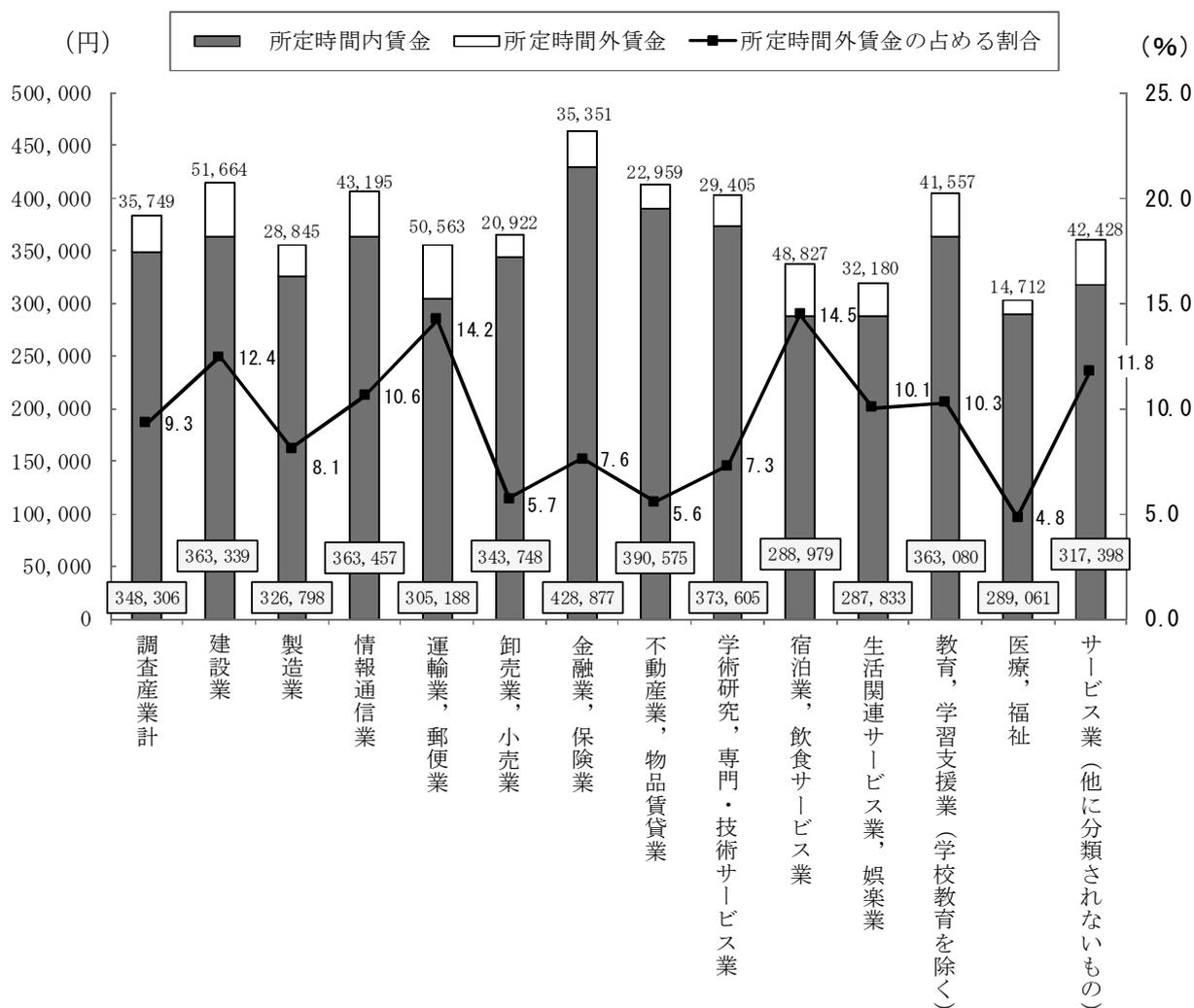
調査年(平成)	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
所定時間内賃金	335,398	345,716	345,679	343,136	334,535	353,431	346,678	348,159	351,957	348,306
対前年比	△3.7	3.1	△0.0	△0.7	△2.5	5.6	△1.9	0.4	1.1	△1.0
所定時間外賃金	24,664	25,720	25,455	30,237	25,457	32,602	32,752	36,555	34,617	35,749
対前年比	△5.7	4.3	△1.0	18.8	△15.8	28.1	0.5	11.6	△5.3	3.3
賃金計	360,062	371,436	371,134	373,373	359,992	386,033	379,430	384,714	386,574	384,055
対前年比	△3.8	3.2	△0.1	0.6	△3.6	7.2	△1.7	1.4	0.5	△0.7
年間給与支払額 (源泉徴収票の支払金額)	5,187,025	5,219,416	5,245,378	4,994,493	5,059,193	5,244,997	5,355,812	5,475,097	5,341,120	-
対前年比	△4.5	0.6	0.5	△4.8	1.3	3.7	2.1	2.2	△2.4	-

(2) 産業別平均賃金（集計表 第3表-①）

所定時間内賃金（通勤手当含む。）では「金融業、保険業」が最も高く428,877円、次いで「不動産業、物品賃貸業」390,575円、「学術研究、専門・技術サービス業」373,605円の順となっている。所定時間内賃金が最も低い産業は「生活関連サービス業、娯楽業」で287,833円であった。

所定時間外賃金の高い産業を見ると、「建設業」51,664円、「運輸業、郵便業」50,563円、「宿泊業、飲食サービス業」48,827円の順になっており、賃金総額における所定時間外賃金の占める割合は「宿泊業、飲食サービス業」が14.5%と最も高くなっている。

<図表3-3>平均賃金の産業別比較



(3) 男女別平均賃金 (集計表 第3表-③)

所定時間内賃金では男性 369,644 円 (平均年齢 43.0 歳、平均勤続年数 11.6 年)、女性 288,644 円 (平均年齢 38.8 歳、平均勤続年数 8.5 年) であり、女性の所定時間内賃金は男性の 78.1% となっている。これを産業別にみると「医療、福祉」(93.8%) が男女間の所定時間内賃金の差が最も小さく、次いで「運輸業、郵便業」(87.8%) の順になっている。一方、「金融業、保険業」(66.8%) が男女間の所定時間内賃金の差が最も大きく、次いで「不動産業、物品賃貸業」(69.8%) の順になっている。

<図表 3-4> 男女別平均賃金

